平成２４年（フ）第５９号
群馬県太田市浜町65番９―112号
債務者　ヒガ　ポルトゥゲス　グラディス　ロサリオ
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第１５２号
埼玉県草加市高砂１丁目８番35―701号
債務者　小櫃　弘子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
埼玉県東松山市大字松山2617番地１　県営岩花団地４号棟201
債務者　知花　秋子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１１号
埼玉県秩父市山田1431番地
債務者　長島　　明
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
埼玉県秩父市下影森924番地８
債務者　順井　威雄
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
新潟県魚沼市十日町882番地
債務者　金子　幸司
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
新潟県魚沼市四日町97番地
債務者　栗原きみ江
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
沖縄県那覇市おもろまち３丁目４番７号　ニューベリーハウス203
債務者　伊藤　康子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１６７号
札幌市北区北32条西11丁目１番22―505号
債務者　大原　謙二
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１８１号
北海道江別市元江別本町４番地の２
債務者　金山　満義
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２３６号
札幌市清田区真栄２条１丁目２番19号　仲マンションＢ―202号
債務者　小野理恵子
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４０１号
札幌市東区北27条東18丁目２番１―102号
債務者　田村　考司
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４５８号
札幌市白石区栄通15丁目７番３号　ユニオン15―105号
債務者　能澤　和子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４６６号
札幌市手稲区稲穂２条５丁目５番12号
債務者　浦屋　　縁（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５０７号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目２番11号　市営住宅Ｆ10―403
債務者　飯野　　忍
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３０号
札幌市東区中沼町113番地
債務者　元岡　由美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５３４号
北海道余市郡余市町黒川町５丁目８番地　Ｌｅｇａｔｏ，M101号室、申立時の住所札幌市厚別区厚別中央４条４丁目４番13―706号
債務者　河野　麻美（旧姓野原）
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５４４号
北海道江別市中央町22番地の12
債務者　菅　　克則
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部